

秋田市告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、
秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収業務を次のとおり委託したので、
同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および所在地
有限会社本間酒店 代表取締役 本 間 賢
秋田市泉中央二丁目27番28号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
秋操近隣公園施設使用料
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日
令和7年3月19日
- 4 委託期間
令和7年4月1日から同年11月30日まで